

養豚生産者、養豚関係者の皆様へ

安全な食肉を提供するため、家畜をと畜場へ搬入するときは、
家畜の病歴や、動物用医薬品等の使用状況を正しく申告してください。

- 食肉の安全性確保を求める消費者の声に対応するため、と畜場法によって、家畜の病歴や動物用医薬品等の使用に関する情報を「と畜検査申請書」に記載することが義務づけられています。
- 正しく申告するように各事業者が確認をすることで、誤って動物用医薬品等の使用禁止期間中に家畜を出荷する事故を予防することができます。

【申告事項】

- ①病気の有無
- ②動物用医薬品やそれに類するものの投与の有無

【対象となる期間】

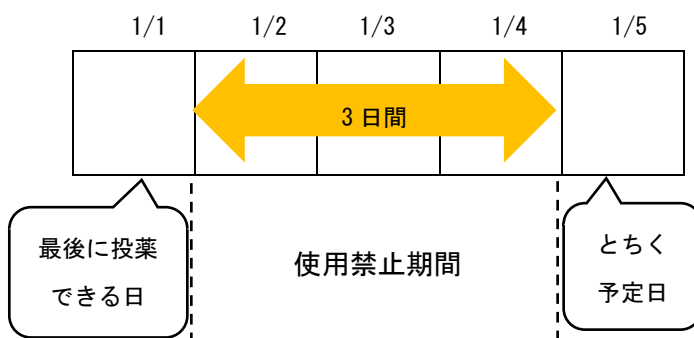
搬入の2か月前から

※病歴・動物用医薬品の使用歴申告の際には裏面の

「病歴及び動物用医薬品の使用歴」をコピーする等してお使いください。

〈使用禁止期間の数え方〉

例) 使用禁止期間が3日間の場合



【と畜場法施行規則第15条第1項より抜粋】

申請書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

4号 検査を受けようとする獣畜の病歴に関する情報

5号 検査を受けようとする獣畜に係る動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況

【厚生労働省通知（平成15年8月29日付薬食発第0829002号）より抜粋】

病歴及び投与歴については、牛は概ね直近3か月、牛以外は概ね直近2か月のものについて重点的に記載することとし、受診歴、投与歴等のないものについてはその旨を記載

このリーフレットは古紙パルプを含む再生紙を使用しています。